



平成 29 年 10 月 31 日

各 位

会 社 名 ク オ ー ル 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 中 村 敬
(コード番号 3034 東証第一部)
問 い 合 わ せ 先 上 席 執 行 役 員 広 報 部 長 安 部 慎 一 郎
T E L 03-6430-9060

持株会社体制への移行に伴う分割準備会社の設立、吸収分割契約締結及び
定款一部変更（商号及び目的の変更）に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 10 月 31 日開催の取締役会において、本日付で新たに設立した当社の 100% 子会社であるクオール分割準備株式会社（平成 30 年 4 月 1 日付で「クオール株式会社」に商号変更予定）（以下、「分割準備会社」又は「承継会社」といいます。）を承継会社とし、平成 30 年 4 月 1 日（予定）を効力発生日として会社分割（吸収分割）（以下、「本件会社分割」といいます。）を行うことにより、持株会社体制へ移行することを決議し、承継会社との間で吸収分割契約を締結しました。

本件会社分割により当社は持株会社となることから、平成 30 年 4 月 1 日（予定）を効力発生日として「クオールホールディングス株式会社」に商号を変更し、引き続き上場会社となる予定です。

なお、会社分割による持株会社体制への移行、定款一部変更につきましては、平成 29 年 12 月 1 日開催予定の当社臨時株主総会（以下、「本総会」といいます。）で関連する議案が承認されることを条件として実施する予定です。また、本件会社分割は当社の 100%子会社に事業部門を承継させる会社分割であるため、開示事項・内容を一部省略しております。

記

I. 持株会社体制への移行

1. 持株会社体制への移行目的

平成29年9月21日に公表した「持株会社体制への移行に関するお知らせ」のとおり、当社グループは、保険薬局の出店を加速させると共に、新事業の創出、海外事業の展開も視野に入れたさらなる成長を目指しております。今後、中長期的な企業価値向上を図り、持続的な成長を実現するために、持株会社体制に移行することを決定いたしました。

持株会社体制へ移行することで、（1）グループ経営戦略推進機能の強化、（2）権限と責任の明確化による意思決定の迅速化、（3）コンプライアンス管理体制を重視したコーポレートガバナンスの強化、（4）グループシナジーの最大化を目指してまいります。

なお、持株会社体制への移行は、当社を分割会社とし、本日付で新たに設立した完全子会社である分割準備会社を承継会社とする吸収分割により行います。

2. 持株会社体制への移行（会社分割）の要旨

（1）会社分割の日程

株主総会基準日公告日	平成29年10月5日
株主総会基準日	平成29年10月20日
分割準備会社の設立	平成29年10月31日
吸収分割契約承認取締役会	平成29年10月31日
吸収分割契約締結日	平成29年10月31日
吸収分割契約承認株主総会	平成29年12月1日（予定）
吸収分割効力発生日	平成30年4月1日（予定）

（2）会社分割の方式

当社を分割会社とし、本日付で新たに設立した完全子会社である分割準備会社を承継会社とする吸収分割により行います。

（3）会社分割に係る割当の内容

①割当株式数

当社に分割準備会社の株式5,400株を割当交付します。

②割当株式数の算定根拠

承継会社は当社の完全子会社であることから、当社内で決定いたしました。

③第三者機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

当社は承継会社である分割準備会社の完全親会社であるため、第三者機関への割当株式数に関する意見を求めておりません。

（4）会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権付社債を発行しておりますが、本件会社分割による取扱いの変更はありません。

（5）会社分割により増減する資本金等

本件会社分割により、当社の資本金等に増減はありません。

（6）承継会社が承継する権利義務

①資産、負債及びこれに付随する権利義務

承継会社は、吸収分割契約に記載する一定の項目を除き、吸収分割の効力発生日における当社の保険薬局事業、コンビニエンスストアを含む売店事業及びそれらに付随する事業に属する資産、負債及び契約上の地位その他これらに付随する権利義務を承継いたします。なお、債務の承継については重畳的債務引受の方法によるものといたします。

②労働契約上の権利義務

承継会社は、当社の全従業員の雇用契約を承継するものといたします。

（7）債務履行の見込み

本件会社分割において、当社に残存する資産の額と承継会社に承継する資産の額はともに当社に残存する負債の額及び承継会社に承継する負債の額をそれぞれ上回っており、収益状況においても負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態が予想されていないことから、債務履行の見込みは十分に確保されていると判断いたします。

3. 分割当事会社の概要

	分割会社 平成 29 年 3 月 31 日現在	承継会社 平成 29 年 10 月 31 日現在
(1)名 称	クオール株式会社	クオール分割準備株式会社
(2)所 在 地	東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 1 号 城山トラストタワー37 階	東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 1 号 城山トラストタワー37 階
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 中村 敬	代表取締役社長 中村 敬
(4)事 業 内 容	保険薬局事業、コンビニエンスストアを含む売店事業及びそれらに付随する事業	保険薬局事業、コンビニエンスストアを含む売店事業及びそれらに付随する事業
(5)資 本 金	2,828 百万円	30 百万円
(6)設 立 年 月 日	平成 4 年 10 月 13 日	平成 29 年 10 月 31 日
(7)発行済株式総数	35,845,500 株	600 株
(8)決 算 期	3 月末日	3 月末日
(9)大株主及び持株比率	株式会社メディパルホールディングス 21.15% ビービーエイチ フォー ファイデリティ ロープライズド ストック ファンド (プリンシパル オール セクター サポートフォリオ) 5.55% 中村 敬 4.54% 株式会社ローソン 3.66% 第一三共株式会社 3.64%	クオール株式会社 100.00%
(10)直前事業年度の財政状態及び経営成績		
決 算 期	平成 29 年 3 月期	-
純 資 産	21,632 百万円(連結)	30 百万円
総 資 産	81,290 百万円(連結)	30 百万円
1 株当たり純資産	652.42 円(連結)	50,000.00 円
売 上 高	131,502 百万円(連結)	-
営 業 利 益	6,865 百万円(連結)	-
経 常 利 益	7,065 百万円(連結)	-
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	4,353 百万円(連結)	-
1 株当たり当期純利益	128.35 円(連結)	-

(注) 1. 分割会社は、平成30年 4 月 1 日付で、「クオールホールディングス株式会社」に商号変更予定です。

(注) 2. 承継会社は、平成30年 4 月 1 日付で、「クオール株式会社」に商号変更予定です。

(注) 3. 承継会社におきましては、直前事業年度が存在しないため、その設立の日における貸借対照表記載項目のみを表記しております。

4. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

保険薬局事業、コンビニエンスストアを含む売店事業及びそれらに付随する事業

(2) 分割する部門の経営成績（平成29年3月31日現在）

	分割事業部門 (a)	当社 (分割前) (b)	比率 (a/b)
売上高	93,678百万円	93,678百万円	100.0%

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額（平成29年3月31日現在）

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	21,437百万円	流動負債	22,706百万円
固定資産	20,360百万円	固定負債	17,500百万円
合計	41,797百万円	合計	40,206百万円

(注) 1. 上記金額は平成29年3月31日現在の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に承継される金額は、上記金額に効力発生日までの増減を調整した数値となります。

5. 本件会社分割後の当社及び承継会社の状況

	分割会社	承継会社
(1) 名称	クオールホールディングス株式会社 (平成30年4月1日付で「クオール株式会社」より商号変更予定)	クオール株式会社 (平成30年4月1日付で「クオール分割準備株式会社」より商号変更予定)
(2) 事業内容	株式又は持分の保有を通じたグループの経営管理など	保険薬局事業、コンビニエンスストアを含む売店事業及びそれらに付随する事業
(3) 設立年月日	平成4年10月13日	平成29年10月31日
(4) 所在地	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー37階	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー37階
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 中村 敬	代表取締役社長 中村 敬
(6) 資本金	2,828百万円	300百万円
(7) 決算期	3月末日	3月末日

6. 会計処理の見通し

本件会社分割は、企業結合会計基準における共通支配下の取引に該当いたします。なお、本件会社分割により「のれん」は発生いたしません。

7. 今後の見通し

本件会社分割において事業を承継する承継会社は、当社の完全子会社であるため、連結業績に与える影響は軽微であります。本件会社分割後、当社は持株会社となるため、当社の収入は子会社からの配当、経営指導料等となり、費用は持株会社としての機能に係るものを中心とする予定であります。

II. 商号の変更

1. 変更の理由

上記 I 「持株会社体制への移行」の実施により、当社が持株会社体制へ移行することに伴い、当社の商号を変更するものであります。

2. 新商号（英文表記）

クオールホールディングス株式会社
（英文：Qol Holdings Co., Ltd.）

3. 変更予定日

平成30年4月1日

III. 定款一部変更

1. 定款変更の理由

本件会社分割にかかる吸収分割契約の承認を目的とする議案を本総会においてご承認いただき、本件会社分割の効力が発生いたしますと、当社は、平成30年4月1日（予定）をもって、保険薬局事業、コンビニエンスストアを含む売店事業及びそれらに付随する事業を吸収分割によりクオール分割準備株式会社に承継し、持株会社となります。これに伴い、商号の変更（変更案第1条）を行うとともに、事業目的の整理、統合、追加（変更案第2条）と合わせて、一部表記の修正を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

（定款の変更部分を抜粋しております。下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
（商号） 第1条 本会社は、クオール株式会社と称する。 （英語では、Qol Co., Ltd. と表示する。）	（商号） 第1条 本会社は、クオール <u>ホールディングス</u> 株式会社と称する。（英文では、Qol <u>Holdings</u> Co., Ltd. と表示する。）
（目的） 第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。	（目的） 第2条 本会社は、次の事業を営む <u>会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配又は管理すること</u> を目的とする。
2. 医薬品、医薬部外品、毒物、劇物、工業薬品、化学薬品、 <u>農業薬品の製造販売</u>	2. 医薬品、医薬部外品、 <u>健康食品</u> 、毒物、劇物、工業薬品、化学薬品 <u>及び農業薬品の製造並びに販売</u>
3. 食料品、飲料品、化粧品、 <u>日用雑貨の販売</u>	3. 食料品、飲料品、 <u>酒類、タバコ</u> 、化粧品 <u>及び日用雑貨の販売</u>
4. 医療機器、健康 <u>用器具</u> の販売	4. 医療機器、健康器具 <u>及び介護用品</u> の <u>販売並</u>

現行定款	変更案
<p>5. 婦人服、紳士服、子供服等衣料品の販売</p> <p>6. <u>たばこの販売</u></p> <p>7. 郵便切手、はがき、<u>収入印紙の販売</u> 【新設】</p> <p>8. <u>宅配便の取次ぎ</u></p> <p>9. <u>写真現像の取次代行業</u></p> <p>10. <u>介護保険法に基づく居宅介護事業</u></p> <p>11. <u>在宅介護サービスに関する業務</u></p> <p>12. <u>介護用品の販売、レンタル</u></p> <p>13. <u>雑誌・書籍の企画、編集及び出版</u></p> <p>14. <u>書籍・雑誌の販売</u></p> <p>15. <u>企業の販売促進および宣伝活動の企画・立案</u></p> <p>16. <u>医師、薬剤師、看護師、医療用技術者の紹介、斡旋</u></p> <p>17. <u>有料職業紹介業</u></p> <p>18. <u>労働者派遣業</u></p> <p>19. <u>経営コンサルティング</u></p> <p>20. <u>医療情報サービスの提供</u></p> <p>21. <u>医療に関するコンサルティング</u></p> <p>22. <u>不動産の賃貸及び管理業</u></p> <p>23. <u>医薬品、医療機器、医薬部外品、化粧品、特別用途食品及び健康食品の臨床試験に係わる業務の受託</u></p> <p>24. <u>医療保険請求事務の受託</u></p> <p>25. <u>臨床試験関係者への臨床試験に係わる指導、研修</u></p> <p>26. <u>医学、薬学に関する情報のリサーチ、提供、研修</u></p> <p>27. <u>生命保険の募集に関する業務</u></p> <p>28. <u>損害保険代理業</u></p> <p>29. <u>前記各号に附帯する一切の業務</u> 【新設】</p>	<p><u>びにレンタル</u></p> <p>5. 婦人服、紳士服<u>及び</u>子供服等衣料品の販売 【変更案第3号へ移動】</p> <p>6. 郵便切手、はがき<u>及び</u>収入印紙の販売</p> <p>7. <u>フランチャイズチェーンシステムによるコンビニエンスストアの経営</u> 【削除】</p> <p>【削除】</p> <p>8. <u>介護保険法に基づく居宅介護支援事業</u></p> <p>9. <u>在宅介護サービス事業</u> 【変更案第4号へ移動】</p> <p>10. <u>雑誌・書籍の販売、企画、編集及び出版</u> 【変更案第10号へ移動】</p> <p>11. <u>企業の販売促進及び宣伝活動の企画並びに立案</u> 【変更案第12号に包含】</p> <p>12. <u>労働者派遣事業及び有料職業紹介事業</u> 【変更案第12号へ移動】</p> <p>13. <u>医療及び経営に関するコンサルティング</u> 【変更案第13号に包含】</p> <p>【変更案第13号へ移動】</p> <p>14. <u>不動産の賃貸及び管理</u></p> <p>15. <u>医薬品、医療機器、医薬部外品、化粧品、特別用途食品及び健康食品の臨床試験に係わる業務の受託</u></p> <p>16. <u>医療保険請求事務の受託</u> 【変更案第15号に包含】</p> <p>17. <u>医学及び薬学に関する情報の収集、分析、提供並びに研修</u></p> <p>18. <u>損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</u> 【変更案第18号へ移動】</p> <p>19. <u>前各号に附帯する一切の業務</u></p> <p>20. <u>その他適法な一切の事業</u></p>
<p>(機関)</p> <p>第4条 本会社は、株主総会<u>および</u>取締役のほか、次の機関を置く。</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 本会社は、株主総会<u>及び</u>取締役のほか、次の機関を置く。</p>

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第11条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき社長が招集しその議長となる。</p> <p>② 社長に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会における議事の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の選任及び解任)</p> <p>第18条</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとし、解任決議は、本定款第14条第2項の定めるところによる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第20条 本会社は、取締役会の決議により代表取締役を選任する。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第21条 本会社は、取締役会の決議により取締役より会長、社長各1名並びに副社長、専務、常務及び相談役各若干名を選任することができる。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第11条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき社長が招集し、その議長となる。</p> <p>② 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録する。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の選任及び解任)</p> <p>第18条</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとし、解任決議は、本定款第14条第2項の定めるところによる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第20条 本会社は、取締役会の決議により代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第21条 本会社は、取締役会の決議により取締役より会長、社長各1名並びに副社長、専務、常務及び相談役各若干名を選定することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集及び議長) 第22条 ② 社長に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の招集手続) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第5章 監査役、監査役会および会計監査人</p> <p>(監査役の選任) 第31条 本会社の監査役は株主総会の決議によって選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(監査役会の招集手続) 第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前に発するものとする。但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集及び議長) 第22条 ② 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の招集手続) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第5章 監査役、監査役会及び会計監査人</p> <p>(監査役の選任) 第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(監査役会の招集手続) 第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第36条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第37条 監査役会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第37条 監査役会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>

3. 定款変更の日程

定款変更のための臨時株主総会	平成29年12月1日(予定)
吸収分割契約承認株主総会	平成29年12月1日(予定)
定款変更の効力発生日	平成30年4月1日(予定)
吸収分割効力発生日	平成30年4月1日(予定)

以上